

木更津市幼児教育・保育施設等における
不適切な保育防止のためのガイドライン



令和6年 3月

木更津市健康こども部こども保育課

はじめに

近年、子どもの気持ちに寄り添い、その人権・人格を尊重するという意識が、施設職員や保護者だけでなく社会全体においても高まってきています。その一方で、保育施設における不適切な保育に関する事案が相次いで報道され、社会問題としてクローズアップされるほどに大きな問題となっております。

そうした中、本市では、令和 2 年 3 月に『第 2 期木更津市こども・子育て支援事業計画』を策定し、「市民の皆さんが子どもを安心して生み育て、子どもがその子らしく生きることができる社会をみんなで実現していくまち“きさらづ”」を基本理念とし、様々な子育て支援策や就学前の質の高い教育・保育の充実を推進しております。

また、令和 5 年 3 月には、市民一人一人がお互いを尊重し合い、支え合い、多様性を認め、自らが望む形で社会との関わりを持ち、生涯にわたって安心して自分らしく暮らすことのできる「彩り豊かな個性が集う多様性のある地域社会」の実現に向けて、『木更津市彩り豊かな個性が集う共生社会づくり条例』を制定したところです。

保育所保育指針では、「保育所は、子どもの人権に十分配慮するとともに、子どもの一人一人の人格を尊重して保育を行わなければならない」とされており、また、幼稚園教育要領では、「個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自立の精神を養う」とされています。

これらの実現のためには、各施設における保育の質の向上への取組はもとより、今後は、より地域全体で、施設の種別や運営主体の別を超えて、各々の実情に即した具体的な実践やマネジメントのあり方を学ぶことができるネットワークを構築し、専門性に基づく高い人権意識を共に磨き合っていくことが重要です。

目 次

1 ガイドラインの位置づけ	1
関係法令一覧	
ガイドライン位置づけ概念図	
2 「虐待等」と「不適切な保育」の考え方について.....	5
(1) 虐待等について	
虐待の行動類型	
具体例	
(2) 不適切な保育について	
「不適切な保育」の考え方に係る経緯	
3 不適切な保育が生じる背景として考えられること.....	8
(1) 人権意識の問題	
(2) 職場環境の問題	
4 不適切な保育と疑われる事案の把握及び発覚時の対応.....	10
(1) 保育施設等の担当者設定による事案把握	
(2) 発覚時の対応の流れ	
(3) 事実の確認	
(4) 事実確認後の対応	
(例)受理票・(例)調査票	
5 不適切な保育の未然防止に向けて(まとめ).....	15
(1) 保育施設等の役割:保育等の提供主体として	
(2) 木更津市の役割	

Ⅰ ガイドラインの位置づけ

子どもの人権を尊重することは、憲法、児童憲章、子どもの権利条約や法等によって、法的、制度的にも裏付けられていることを認識し、子どもの人権を常に意識しながら保育することが必要です。

児童福祉法（昭和22年法律第164号）（以下「法」という。）第33条の11には、「施設職員等は、被措置児童等虐待その他被措置児童等の心身に有害な影響を及ぼす行為をしてはならない」と示されており、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生労働省令第63号）第9条の2においては、「児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない」との不適切保育や虐待を禁止する旨の規定が書かれています。

障害者虐待等の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第30条では、保育所等に通う障がい者に対する虐待の防止等について定められており、保育所等における虐待防止措置の具体例として、障がいへの理解を深めるための研修の実施や普及啓発、障がい者に対する虐待に関する相談体制の整備等があげられています。

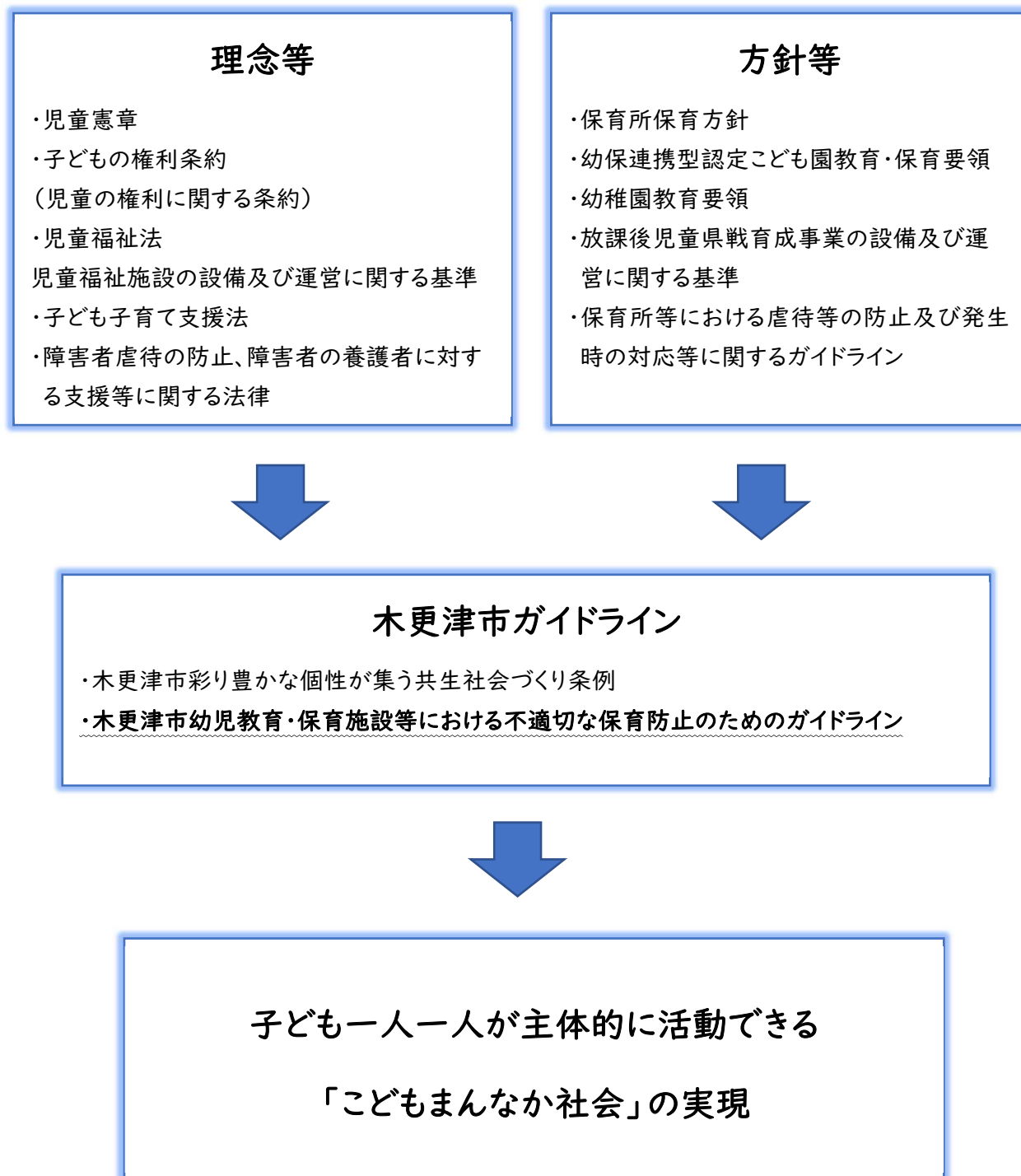
また、「保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）第1章総則1保育所保育に関する基本原則（5）保育所の社会的責任」には、「保育所は、子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人一人の人格を尊重して保育を行わなければならない」と謳われています。

放課後児童クラブについては、概要として「法第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るものです。」と記されており、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第12条」では、放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならないと規定されています。

これらのことから、児童福祉施設等において不適切な保育と疑われる事案が発覚した際の対応について、関係法令を含めて整理し、不適切な保育の未然防止への取り組みを促進するため、本ガイドラインを作成しました。

また、本ガイドラインの対象施設は市内保育園、認定こども園、地域型保育事業所、私立幼稚園、認可外保育施設及び放課後児童クラブとします。（本文中においては、これらの幼児教育・保育施設について「保育施設等」と記載します。）

ガイドラインの位置付け概念図



関係法令等一覧

児童憲章	児童は、人として尊ばれる。 児童は、社会の一員として重んぜられる。 児童は、よい環境の中で育てられる。
子どもの権利条約 (児童の権利に関する条約)	第2条(差別の禁止) 1. 締約国は、その管轄下にある児童に対し、児童又はその父母若しくは法定保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、種族的若しくは社会的出身、財産、心身障害、出生又は他の地位にかかわらず、いかなる差別もなしにこの条約に定める権利を尊重し、及び確保する。 第3条(子どもの最善の利益) 1. 児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。 第6条(生命、生存及び発達に対する権利) 1. 締約国は、すべての児童が生命に対する固有の権利を有することを認める。 2. 締約国は、児童の生存及び発達を可能な最大限の範囲において確保する。 第12条(子どもの意見の尊重) 1. 締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。
児童福祉法	第33条の10(被措置児童等虐待) 一 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 二 被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。 三 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、(中略)その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。 四 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。 第33条の11(禁止行為) 施設職員等は、被措置児童等虐待その他被措置児童等の心身に有害な影響を及ぼす行為をしてはならない。 第6条の3第2項 この法律で、放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学しているおおむね十歳未満の児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、政令で定める基準に従い、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう。
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	第9条の2 児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

子ども・子育て支援法	第 58 条の3第2項 特定子ども・子育て支援提供者は、小学校就学前子どもの人格を尊重するとともに、この法律及びこの法律に基づく命令を遵守し、誠実にその職務を遂行しなければならない。
障害者虐待等の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律	第 30 条 保育所等(中略)の長は、保育所等の職員その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、保育所等に通う障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、保育所等に通う障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該保育所等に通う障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。
保育所保育指針	第 1 章総則 1 保育所保育に関する基本原則 (3) 保育の方法 ア 一人一人の子どもの状況や家庭及び地域社会での実態を把握するとともに、子どもが安心感と信頼感をもって活動できるよう、子どもの主体としての思いや願いを受け止めること。 (5) 保育所の社会的責任 ア 保育所は、子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人一人の人格を尊重して保育を行わなければならない。
幼保連携型認定こども園教育・保育要領	第 3 章 第 2 節 6 保育教諭等の役割 園児の主体的な活動を促すためには、保育教諭等が多様なかかわりを持つことが重要であることを踏まえ、(中略)園児の人権や園児一人一人の個人差に配慮した適切な指導を行うようにすること。
幼稚園教育要領	前文 教育は、教育基本法第 1 条に定めるとおり、人格の完成を目指し、(中略)同法第 2 条に掲げる次の目標を達成するよう行わなければならない。 2 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自立の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。 第 1 章総則 第 1 幼稚園教育の基本 3 幼児の発達、新進の諸側面が相互に関連し合い、多様な経過をたどって成し遂げられていくものであること、また、幼児の生活経験がそれぞれ異なることなどを考慮して、幼児一人一人の徳世に応じ、発達の課題に即した指導を行うようにすること。
放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準	第 12 条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第 33 条の10各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

2 「虐待等」と「不適切な保育」の考え方について

(1) 虐待等について

保育所等における虐待の行為については、「Ⅰ ガイドラインの位置づけ」で触れたとおり、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等で禁止されており、国は、令和5年5月にこども家庭庁が策定した「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」で、保育所等における虐待等を下記に示す行為のほか保育所等に通うこどもの心身に有害な影響を与える行為である「その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為」を含め、虐待等と定義しています。

虐待の行為類型

①身体的虐待

保育所等に通うこどもの身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えること

②性的虐待

保育所等に通うこどもにわいせつな行為をすること、または保育所等に通うこどもをしてわいせつな行為をさせること

③ネグレクト

保育所等に通うこどもの心身の正常な発達を妨げるような著しい減食、または長時間の放置、当該保育所等に通う他のこどもによる①②または④に掲げる行為の放置、その他の保育所等の職員としての業務を著しく怠ること

④心理的虐待

保育所等に通うこどもに対する著しい暴言、または著しく拒絶的な対応、その他の保育所等に通うこどもに著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

【保育施設等職員によるこどもに対する虐待】

行動類型	具体例
身体的虐待	・首を絞める、殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、熱湯をかける、布団蒸しにする、溺れさせる、逆さ吊りにする、異物を飲ませる、ご飯を押し込む、食事を与えない、戸外に閉め出す、縄などにより身体的に拘束するなどの外傷を生じさせるおそれのある行為及び意図的にこどもを病気にさせる行為 ・打撲傷、あざ（内出血）、骨折、頭蓋内出血などの頭部外傷、内臓損傷、刺傷など外見的に明らかな傷害を生じさせる行為など

行動類型	具体例
性的虐待	・下着のままで、関わらずに放っておく ・必要の無い場面で裸や下着の状態にする ・こどもの性器を触るまたはこどもに性器を触らせる性的行為（教唆を含む）・性器を見せる ・本人の前でわいせつな言葉を発する、または会話する。性的な話を強要する（無理やり聞かせる、無理やり話させる） ・こどもへの性交、性的暴行、性的行為の強要・教唆を行う ・ポルノグラフィーの被写体などを強要する、またはポルノグラフィーを見せる など
ネグレクト	・こどもの健康・安全への配慮を怠っているなど。例えば、体調を崩しているこどもに必要な看護等を行わない、こどもを故意に車の中に放置するなど・こどもにとって必要な情緒的欲求に応えていない（愛情遮断など） ・おむつを替えない、汚れている服を替えないなど長時間ひどく不潔なままにするなど ・泣き続けるこどもに長時間関わらず放置する ・視線を合わせ、声をかけ、抱き上げるなどのコミュニケーションを取らず保育を行う ・適切な食事を与えない ・別室などに閉じ込める、部屋の外に締め出す ・虐待等を行う他の保育士・保育教諭などの第三者、他のこどもによる身体的虐待や性的虐待、心理的虐待を放置する ・他の職員等がこどもに対して不適切な指導を行っている状況を放置する ・その他職務上の義務を著しく怠ること など
心理的虐待	・ことばや態度による脅かし、脅迫を行うなど ・他のこどもとは著しく差別的な扱いをする ・こどもを無視したり、拒否的な態度を示したりするなど ・こどもの心を傷つけることを繰り返し言うなど（例えば、日常的にからかう、「バカ」、「あほ」など侮辱的なことを言う、こどもの失敗を執拗に責めるなど） ・こどもの自尊心を傷つけるような言動を行うなど（例えば、食べこぼしなどを嘲笑する、「どうしてこんなことができないの」などと言う、こどもの大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てるなど） ・他のこどもと接触させないなどの孤立的な扱いを行う ・感情のままに、大声で指示したり、叱責したりする など

※各行為の具体例は、あくまで例であり、個別の行為等について、虐待等であるかどうかの判断にあたっては、こどもの状況、保育施設等職員の状況等から総合的に判断するべきですが、その際は、当該こどもの立場に立って判断すべきことに特に留意する必要があります。

※上記具体例は「こども家庭庁：保育所等における虐待等防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」で示す例を参照したものです。

(2) 不適切な保育について

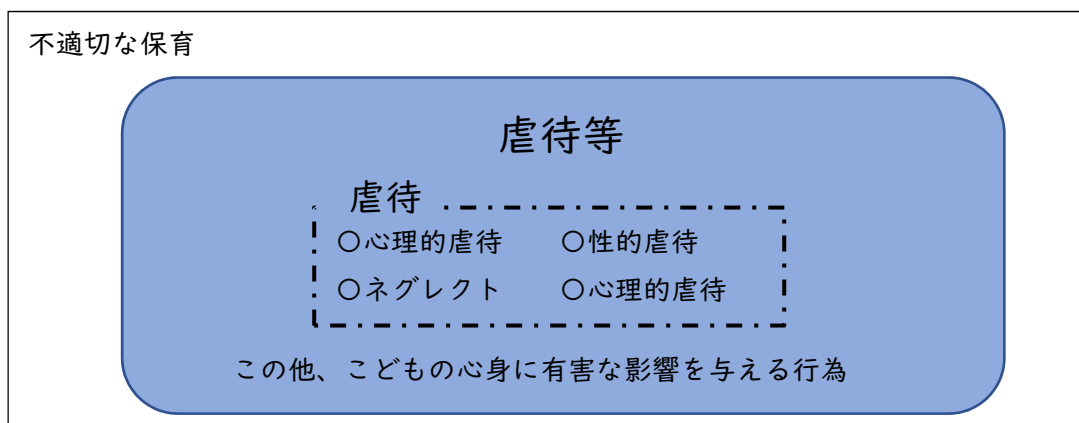
「不適切な保育」の考え方に係る経緯

国は、令和3年3月に示した「不適切な保育の未然防止及び発生時の対応についての手引き」において、不適切な保育とは、「保育所での保育士等による子どもへの関わりについて、保育所保育指針に示す子どもの人権・人格の尊重の観点から照らし、改善を要すると判断される行為」であるとし、全国保育士会の「保育所・認定こども園等における人権擁護のためのセルフチェックリスト～「子どもを尊重する保育」のために～」を参考に、同チェックリストに記載されている人権擁護の観点から「『良くない』と考えられるかかわり」の5つのカテゴリー（（1）子ども一人ひとりの人格を尊重しないかかわり、（2）物事を強要するようなかわり・脅迫的な言葉がけ（3）罰を与える・乱暴なかかわり（4）子ども一人一人の育ちや家庭環境への配慮に欠けるかかわり（5）差別的なかかわり）を不適切な保育の具体的な行為類型として示しています。

一方、保育士会チェックリストは、保育の振り返りを行うためのツールとして用いられることを主眼としていることから、同チェックリストの「『良くない』と考えられるかかわり」の5つのカテゴリーの具体的な関わりの中には、不適切な保育とまでは言えないものも含まれており、当該カテゴリーと不適切な保育とを同じものとして解することは必ずしも適当ではないとしています。

このようなことから、国は、「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」で不適切な保育の位置づけを見直すこととし、不適切な保育は、同チェックリストの「『良くない』と考えられるかかわり」の5つのカテゴリーと同じものとは解さず、「虐待等と疑われる事案」と捉えなおすこととしています。

（「虐待等」と「不適切な保育」の概念図）



【こども家庭庁：保育所等における虐待等防止及び発生時の対応等に関するガイドラインより】

3 不適切な保育が生じる背景として考えられること

不適切な保育が生じる背景としては、『保育施設等職員一人一人の人権意識』の問題（子どもの人権や人格尊重の観点に照らして、どのような子どもへの関わり方が適切なのか十分に理解していない）と、『職場環境』の問題（施設における職員体制が十分でないなど、適切でない保育を誘発する状況が生じている）があると考えられます。

（1）人権意識の問題

保育施設等職員一人一人の、子どもの人権や人格尊重に関する理解が十分でないなどにより、本人は問題ないと捉えている行動が、不適切な保育に該当することがあります。

また、かつては特段問題とは認識されていなかった行為であっても、子どもの最善の利益の尊重という考えの定着により、不適切な保育に該当することがあることから、保育の現場においては、慎重な対応が求められるようになっていきます。

このほか、保育施設等の職員本人は子どものために良かれと思った行為であるために、その行為が子どもの権利を侵害するという重大さに気づいていない等の状況も考えられます。

子どもは身近な保育施設等職員の姿や言動を敏感に受け止めています。保育施設等職員は、自らが子どもに大きな影響を与える存在であることを認識し、常に自身の人間性や専門性の向上に努めるとともに、豊かな感性と愛情をもって子どもと関わり、信頼関係を築かなければなりません。

このことを踏まえ、保育施設等職員は、常に人間性や専門性の向上に努めるとともに、園内研修における学び合いや外部研修の受講など、組織的な取組を継続的に行う必要があります。

（2）職場環境の問題

保育施設等職員による不適切な子どもへの関わりが生じる背景としては、その行為を誘発する状況や、そうした行為が改善されにくい状況等、職場環境の問題も大きいと考えられます。

保育施設等は、子どもに保育を提供するとともに、保護者に対する子育て支援を担うことも求められています。加えて、保育施設等を利用する子どもとその家庭の多様化などにより、保育施設等職員一人一人にかかる負担は大幅に増加しています。

このように、保育施設等職員が多様なニーズに対応することを求められる状況においては、子どもや保護者一人一人に丁寧に向き合い、対応するための十分な時間が確保できない状況も生じうると言えます。

また、例えば、職員間で日々の保育の振り返りを行う機会などを定期的に持っていれば、不適切な関わりを未然に防止できたり、不適切な関わりに陥っていたとしても早い段階で改善されたりすることが期待できますが、そうした機会がない場合、職員同士の気づきが促されないな

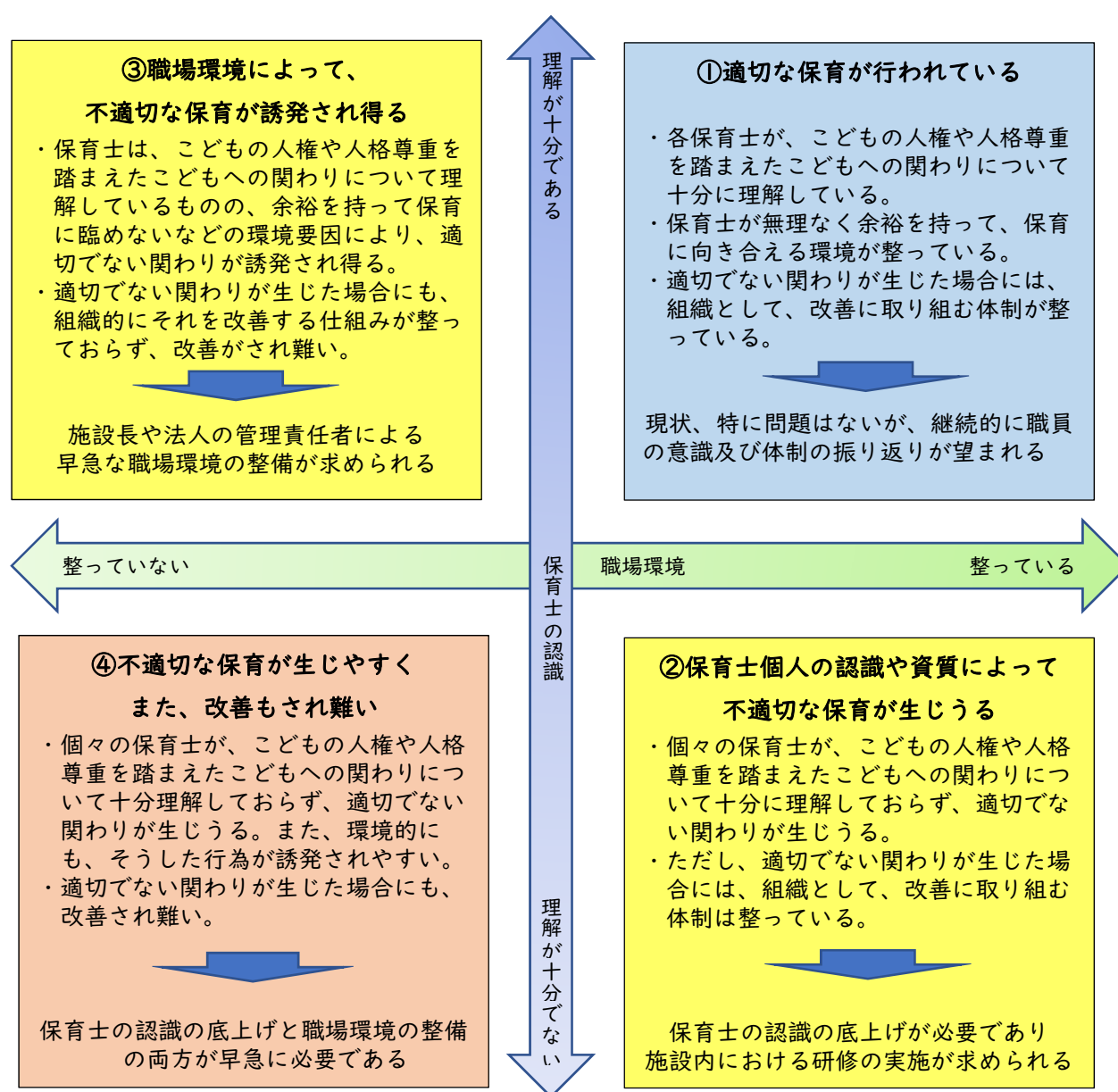
どの弊害が考えられます。

保育施設等における不適切な保育を未然に防ぐためには、各職員や施設単位で、日々の保育実践における振り返りを行うことや職員一人一人が子どもの人権・人格を尊重する意識を共有することが重要であり、施設管理者においては、こうした機会の確保、組織内で相談がしやすい職場環境づくり等の対応が求められます。

また、園長や管理職保育者が中心となり、園や施設の業務に関し全体的な見直しを行うなど、保育者の働く環境の改善が必要であると考えられます。

不適切な保育が生じる背景の整理（保育士の認識及び職場環境）

【(株) キャンサースキャン：「不適切な保育の未然防止及び発生時の対応についての手引き」より】



4 不適切な保育と疑われる事案の把握及び発覚時の対応

(1) 保育施設等の担当者設定による事案把握

保育施設等で行われる保育において、保護者や保育施設等職員が何らかの違和感を持った際には、まずは当該保育施設等の施設長やリーダー層の職員へ、その旨が知らされることが望ましいと考えます。それは、不適切な保育が実際に行われていた場合はもちろんのこと、保育に対する認識の違いや誤解が保護者と保育施設等職員との間にある場合にも、当事者同士が話し合うことで是正・解消できることも多いと思われるからです。

一方で、子どもを預けているという立場の保護者は、保育施設等において行われる保育に対して何らかの違和感を持ったとしても、保育施設等職員に対して直接指摘をしにくいことも想定されます。そうした場合に気軽に相談できる担当者を保育施設等内で設けておくことは、保育に対する認識の違いや誤解を解くこと、また、不適切な保育の早期発見・改善の機会となることから、保護者の安心にもつながると考えられます。

仮に、認識の違いや誤解が原因であったとしても、どのような行為が問題だとみられる可能性があるかについて、当該保育施設等の職員が認識できる機会となり、保育内容等の改善につながることができそうです。

また万が一にも、不適切な保育が生じた場合における、早期の相談～対応を徹底できれば、子どもが重大な被害を受ける事案を減らすことにつながります。

各保育施設等においては、不適切な保育が生じた場合における相談担当者を設定し、その報告プロセスを整備し、前もって保育施設等職員や保護者に周知しておくことが重要です。

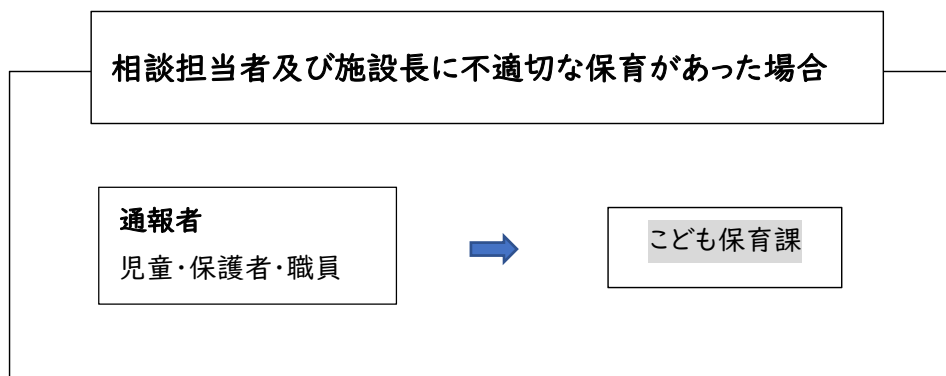
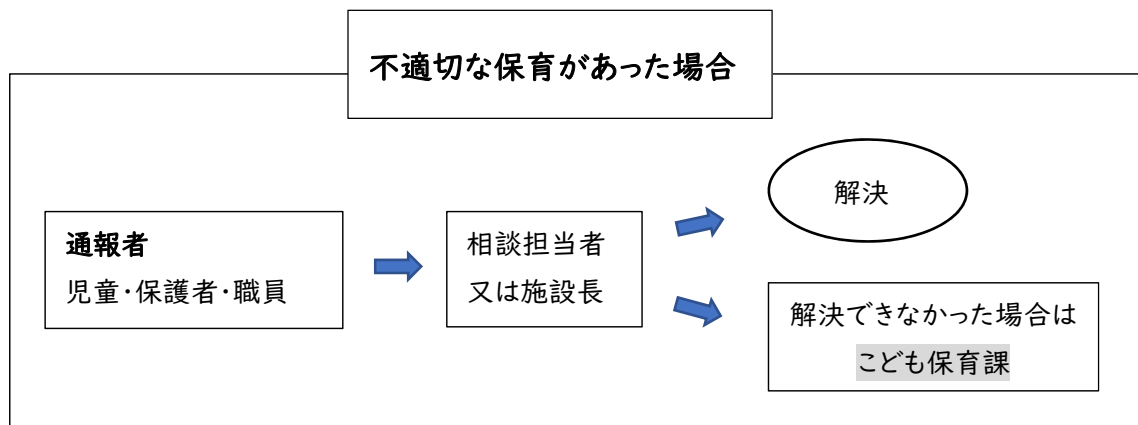
(2) 発覚時の対応の流れ

木更津市において、不適切な保育が生じた場合への対応は、保育施設等の運営指導を担う健康こども部こども保育課が担当します。

○相談窓口の設置

木更津市は、保育施設等職員や保護者が、保育施設等において行われる保育に対して違和感を覚えた場合に相談できる相談窓口を設置します。

なお、相談を受けるにあたっては、内部告発者や保護者は、事実を訴えることで不利益を被る状態に陥るおそれがあることに留意し、必要な配慮を行います。



【相談窓口】

健康こども部 こども保育課

・Tel:0438-23-7245

月曜日から金曜日（祝休日、年末年始を除く）午前 9 時から午後 5 時まで

・電子メール：kodomohoiku@city.kisarazu.lg.jp

・通報受付フォーム



←こちらよりアクセスしてください

【注意事項】

・通報の対象となる施設は、次のとおりです。

木更津市内の、公立保育園、私立保育園、認定こども園、地域型保育事業所、私立幼稚園、認可外保育施設、放課後児童クラブ

・通報者の個人情報は厳守します。

・通報内容について、市担当者から問い合わせることがあります。

・次の事項については、それぞれの担当窓口にご連絡ください。

○家庭内での虐待等：木更津市子育て支援課・児童相談所

児童相談所虐待対応ダイヤル「189」

○保育施設等に対する一般的な苦情、問い合わせ：各保育施設等の苦情受付担当者

・目前で児童が暴行されているなど、事態がひっ迫している場合は、警察へ通報してください。

(3) 事実の確認

保育施設等において、施設内で不適切な保育を把握した際には、保育施設等の管理者は、当該事案の事実関係や要因等に関する情報を迅速かつ正確に収集し、各施設が設置した第三者委員に報告をします。第三者委員は公正・中立かつ客観的な立場で的確な助言を行います。あわせて、保育施設等の管理者は、木更津市に対して情報提供を行い、今後の対応等について協議します。

木更津市は、保育施設等職員や保護者からの情報提供・相談を受けて事実確認を行うにあたり、提供された情報を踏まえつつ、木更津市と保育施設等が緊密に連携して事実関係を正確に把握することはもちろん、不適切な保育と判断する場合には、千葉県に報告するとともに、その要因を分析し改善に向けて課題を明確化し、その実現に向けた取り組みに対する助言・指導を継続的に行います。

(4) 事実確認後の対応

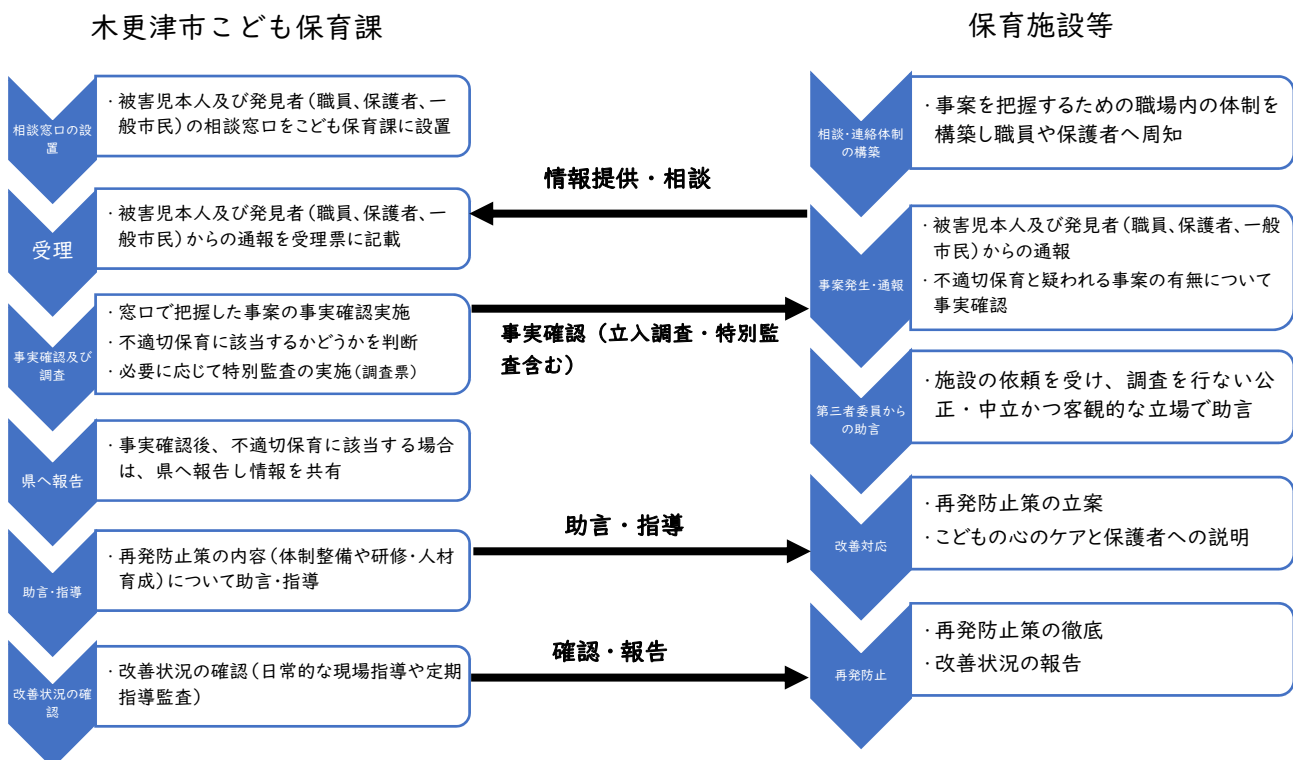
不適切な保育を保育施設等が把握した場合の対応は、施設長が中心となり、改善に向けた行動計画を策定し、保育施設等全体で改善に取り組むことが求められます。

また、不適切な保育が生じた場合、その対象となった子どものみならず、その他の子どもも含め、十分な心のケアを行う必要があります。

あわせて、不適切な保育が生じた経緯や今後の保育施設等としての対応方針等について、保育施設等を利用する子どもの保護者に対して、丁寧に説明し、理解を得ることが重要です。その際、不適切な保育を受けた子どもの保護者から、他の保護者に対して事案の経緯等を説明することの同意を得る必要が生じる場合があることに留意する必要があります。

不適切な保育と判断した場合、本市は書面指導や改善勧告等による改善の指導を行うこととなりますが、その際には実際に生じた個別の事案だけを改善するのではなく、その背景にある原因を理解したうえで、保育施設等の組織全体としての改善を図るための指導を行うことになります。指導期間については、あきらかな改善が見られる場合は一年程度とし、改善が見られない場合は継続することとします。

【不適切な保育が疑われる事案発生時の木更津市及び保育施設等が担う役割】



(例) 受理票

聞き取りをした職員氏名

月 日()聞き取り

通報者氏名		
電話番号		
通報する施設	☐ 公立保育園 ☐ 私立保育園 ☐ 認定こども園 ☐ 地域型保育事業所 ☐ 私立幼稚園 ☐ 認可外保育施設 ☐ 放課後児童クラブ ☐ その他	
通報内容	いつ	
	どこで	
	誰が	
	誰に	
	何をした	

※匿名希望の場合は、対応後の回答が伝えられないことを承諾してもらう。

(例) 調査票

調査者氏名	回答者氏名	
聴取日: 月 日() 時 分		
調査にあたって ・誰が何を回答したかについて、秘密は守られますので、知っていることをすべて正直に教えてください。 ・公益通報保護法により、公益通報者に対しては不利益な取り扱いはありませんように保護されますので ご安心ください。		
不適切な保育が疑われる事実	事実確認	具体的な内容
① ○○に対して△△をした。	見た(いつ: /どこで:) 聞いた(いつ: /誰に:) 知らない	
② □□できない○○を△△し、××の状態になった。	見た(いつ: /どこで:) 聞いた(いつ: /誰に:) 知らない	
③ ○○に対して××と言った。	見た(いつ: /どこで:) 聞いた(いつ: /誰に:) 知らない	
その他、職場環境や組織的な課題等について		

5 不適切な保育の未然防止に向けて(まとめ)

保育施設等における不適切な保育をなくし、全ての施設で質の高い教育・保育を提供するにあたって、保育施設等と木更津市がそれぞれ担う役割について、次のように整理します。

(1) 保育施設等の役割：保育等の提供主体として

- ①保育施設等職員に対し、子どもの人権・人格の尊重の観点に照らして適切な保育についての教育・研修を行う。
- ②第三者評価や公開保育等を活用し、日々の保育の在り方に関する保育士の気づきを促す。
- ③保育の計画の作成や振り返りにあたっては、不適切な保育が生じないように配慮する。
- ④不適切な保育防止の担当者の設置や、不適切な行為が疑われる場合の報告プロセスを整え、不適切な保育が生じないような職場環境を整備する。
- ⑤不適切な保育が生じないよう、保育士が余裕を持って子どもと向き合える職員体制を整備する。

(2) 木更津市の役割

- ①保育所保育指針等の関係法令を踏まえ、子どもの最善の利益を考慮した適切な保育についての考え方を本ガイドラインや各種通知をもって整理する。
- ②子どもの最善の利益を考慮した適切な保育についての考え方の周知や、研修実施、保育現場で活用できるチェックリスト(「よりよい保育のためのチェックリスト」株式会社キャンサースキャン)の提供を行う。
- ③各保育施設等において適切な保育が実現されているか、またそのための体制が整っているかについて、監査や日常的な現場訪問を通じた助言・指導を行う。

市民の皆さんが子どもを安心して生み育て、
子どもがその子らしく生きることができる社会を
みんなで実現していくまち“きさらづ”

